

## 上並木公園内防犯カメラ運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上並木公園内防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、その適正な管理及び事故又は犯罪発生時の緊急時の対応に関する運用について定めるものである。

(情報漏えいの禁止)

第2条 関係職員等は、防犯カメラの映像及び映像録画データから知り得た情報に関して、肖像権及び個人情報等の人権に十分配慮するものとし、これを利用する際は、利用目的の正当性及び客観的かつ具体的な必要性を個別に検討することとし、内容をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(責任者等の指定)

第3条 それぞれの装置に関して、次の各号のとおり責任者等を定め管理及び運営にあたるものとする。

(1) 設置者

防犯カメラに関する各装置の設置者は、川崎市とする。

(2) 画像管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び取扱者

各装置の維持管理及び適正な運用並びに映像録画データの利用・保管に関する業務を行うものとして、川崎市健康福祉局に管理責任者を置き、生活保護・自立支援室担当課長をもって充てるものとする。また、これを補助する者として取扱者を置き、所属職員のうちから管理責任者が選任する者を充てる。

(設置場所等)

第4条 防犯カメラに関する各装置は、次の箇所に設置する。

なお、管理責任者は、カメラ撮影対象区域の見やすいところに防犯カメラが設置・作動中である旨を明確かつ適切な方法で表示するものとする。

設置する施設等の名称	位置
上並木公園内防犯カメラ	川崎市川崎区日進町8-14

(装置の作動時間)

第5条 防犯カメラの作動時間は、終日とする。

(録画映像データの目的外の利用及び外部への提供の制限)

第6条 管理責任者は、法令等に定めがあるときを除き、映像録画データ及び映像録画データに係る情報をその収集の目的を超えて利用し、及び外部に提供してはならない。

(記録媒体への録画映像データの複製)

第7条 前条により録画映像データの提供を受けた者がデータの複製を必要とする場合には、管理責任者は、使用目的の正当性、客観的かつ具体的な必要性、使用方法の相

当性等を基準に判断した上で、データを複製し提供するものとする。この場合、管理責任者は、データの複製に関する帳簿を作成し、使用日時、目的、使用者及び廃棄日時等を記録し適正に管理するものとする。

(録画映像データの保存及び消去)

第8条 画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく撮影時の状態のまま保存する。

2 前条に定める場合を除き、画像を複製しない。

3 管理責任者の許可なく画像を記録した記録媒体を防犯カメラの設置場所以外に持ち出さない。

4 データの保存期間は原則として9日間程度とする。また、当該期間を経過したものについては、復元されることのないよう上書処理により消去するものとする。なお、複製データの保存期間にあつては、事件・事故等の捜査終了等、保管の必要がなくなったと認められるときまでとし、その廃棄は、破砕、裁断等の方法により行うものとする。

(故障等の対応)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの各装置に故障、損壊等の異常を認めたときは、直ちに故障中である旨を表示し、修理をしなければならない。

(開示請求等)

第10条 管理責任者は、本人から画像の個人情報開示請求があつたときは、画像だけでなく他の情報と照合するなど、本人の確認について慎重な措置を講じるものとする。また、管理責任者は、本人以外の者から画像の開示請求があつたときは、情報公開条例により取り扱うものとする。なお、開示については「電磁的記録の開示に関する事務取扱要領(平成13年4月1日)」により行う。

(苦情の処理)

第11条 管理責任者は、防犯(監視)カメラにより撮影し、記録される画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。